

総務財政委員会
令和4年2月25日・28日
総務部 資料2番
所管 人事課

職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例

1 改正理由

職員のサービスの宣誓に関する政令の改正を踏まえ、サービスの宣誓に係る規定を改めるため、条例を改正する。

2 施行日

令和4年4月1日

3 改正内容

別紙「新旧対照表」のとおり

職員の服務の宣誓に関する条例（昭和26年条例第22号）新旧対照表

新	旧
<p>○職員の服務の宣誓に関する条例 昭和26年10月16日 条例第22号 改正 平成12年3月10日第3号 令和4年月日第号</p> <p>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第31条の規定に基き、この条例を定める。</p> <p>（この条例の目的）</p> <p>第1条 この条例は、職員の服務の宣誓に関し、規定することを目的とする。</p> <p>（職員の服務の宣誓）</p> <p>第2条 新たに職員となつた者は、別記様式による宣誓書を任命権者（市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する職員にあつては大田区教育委員会。以下同じ。）に提出してからでなければ、その職務を行つてはならない。ただし、地震、火災、水害又はこれらに類する緊急の事態に際し必要な場合においては、宣誓を行う前においても職員にその職務を行わせることができる。</p> <p>（権限の委任）</p> <p>第3条 この条例に定めるものを除く外、職員の服務の宣誓に関し必要な事項は、任命権者が定めることができる。</p> <p>別記 様式（第2条関係）（一部改正）</p> <p>付 則 この条例は、令和4年4月1日から施行する。</p>	<p>○職員の服務の宣誓に関する条例 昭和26年10月16日 条例第22号 改正 平成12年3月10日第3号</p> <p>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第31条の規定に基き、この条例を定める。</p> <p>（この条例の目的）</p> <p>第1条 この条例は、職員の服務の宣誓に関し、規定することを目的とする。</p> <p>（職員の服務の宣誓）</p> <p>第2条 新たに職員となつた者は、任命権者（市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する職員にあつては大田区教育委員会。以下同じ。）又は任命権者の定める上級の公務員の前で、別記様式による宣誓書に署名してからでなければ、その職務を行つてはならない。但し、地震、火災、水害又はこれらに類する緊急の事態に際し必要な場合においては、宣誓を行う前においても職員にその職務を行わせることができる。</p> <p>（権限の委任）</p> <p>第3条 この条例に定めるものを除く外、職員の服務の宣誓に関し必要な事項は、任命権者が定めることができる。</p> <p>別記 様式（第2条関係）</p>